

(第3期) 令和7年度第4回糸島市中小企業振興審議会 会議録

【日時】 令和8年2月19日(木曜日) 10:00~11:40

【場所】 糸島市役所 市民ホール

【出席者】 委員：中原委員 吉田委員 尾崎委員 酒見委員 平川委員

大城委員 小河委員 福島委員 安丸委員

事務局：市丸部長 黒岩課長 古屋係長 佐藤主幹 上田主査 中村主査

オブザーバー：糸島市商工会

福岡銀行

中小企業家同友会 ほか

【欠席】 委員： 安武委員 鬼束委員 津川委員

【内容】

事務局より、委員数が14人から12人に変更があった旨説明を行う。

1. 会長あいさつ

2. 議事

会長が議長として、以下のとおり進行した。

| | |
|-----|--|
| 会長 | 議事(1) 第2次糸島市中小企業振興基本計画(案)について、事務局から説明をお願いする。 |
| 事務局 | 第2次中小企業振興基本計画(案)のパブリックコメントについて資料1をもとに説明する。パブリックコメントは、本市のまちづくり基本条例に基づき、本市の計画や政策に対して広く市民の意見を求め、提出された意見等を考慮しながら進めるという考え方および一連の手続きを指す。 今回は、今年度実施した計3回の審議会において精査した「第2次糸島市中小企業振興基本計画(案)」のパブリックコメントを実施した。 期間は昨年12月18日から今年1月23日まで実施し、コミュニティセンター等に資料を綴ったファイルを設置。ホームページ等にも掲載し広く意見を聴取した。 また、並行して審議委員が所属する団体に対しても意見集約を依頼した。 結果、計11件の意見を集約したため、後ほど内容および回答方針を説明する。 今後は、回答内容を確定し市ホームページに公表。計画を修正したうえで、3月末までに市長に対し審議会会長名で答申を行い、4月1日から計画の運用を開始することとなる。 |
| 事務局 | 続いて、計11件の意見とその回答方針を資料2および資料2補足を用いて説明する。 (資料別紙資料2・資料2補足の記載内容参照) |
| 副会長 | 質問No4の創業支援に関して、創業後3年未満の廃業を防ぐ取組が必要であるのは間違いないが、創業の段階で事業計画・資金計画の甘さが、廃業の要因となっているケースもあると考えている。 起業希望者からテナント入居の相談を受けることがあるが、事業として成り立つと感じるのは、感覚的に10名中1名くらいである。1年後、3年後、10年後のキャッシュフロー |

| | |
|-----|---|
| | <p>をしっかりと考えていただき、無理な創業にならないように支援しないといけないと感じた。</p> <p>もう一点、パブリックコメントの実施に関して、配付されたファイルのデザインや内容を工夫し、もう少し手に取りたくなるような工夫をしたらどうか。</p> |
| 事務局 | <p>今回のパブリックコメントは、他の分野別計画等と時期が重なったことから目立ちにくかった。次回は更に工夫して多くの意見を聴取できるよう検討する。</p> <p>創業前・創業時の支援に関しては、引き続き商工会と連携し、取組みを進めていく。</p> |
| 委員 | <p>パブリックコメントに対して集まった意見の件数および内容に関して、事務局としてどう捉えているか。事務局の振り返りを教えてほしい。</p> <p>また、計画を肯定するような回答はできるようになっていたか伺いたい。</p> |
| 事務局 | <p>5年前の計画策定時に実施したパブリックコメントでは、1件も意見はなかった。そういった点を含め11件の意見というのは、各団体に対する依頼等を実施したことなど前回から工夫した結果であると認識している。</p> <p>意見の内容も趣旨から外れたものはなく、1つ1つ向き合う必要性を感じるものであると捉えている。</p> <p>また、今回のパブリックコメントでは計画（案）に対して修正等に関する意見を主に記載するものになっていたため、計画そのものを肯定することを表明する仕組みになっていない。</p> <p>パブリックコメントの回答一覧は市HPに掲載されるため、他の計画に対する回答数・内容を見ていただくと状況を把握できる。</p> |
| 委員 | <p>質問 No4 の創業支援に関して、事業承継が新規創業の選択肢に成り得るという部分は、市内で起業したい人と、後継ぎがおらず廃業を検討している事業者を上手にマッチングすることで、双方の課題が解決できる取組として非常に可能性を感じた。</p> <p>意見そのものを計画の文言に落とし込むかどうか、是非検討いただきたい。</p> |
| 事務局 | <p>具体的な取組を実施する際に、現時点で計画記載のある「創業支援」「事業承継」の一環として実施することは可能である。文章として計画に明記するかは事務局で検討する。</p> |
| 委員 | <p>質問 No4 の創業支援に関して、創業者数はどのように把握しているのか。また、先ほど事務局から、起業者向けのアンケート調査を実施する計画を、資料2で補足説明頂いたが、具体的な内容がわかれば教えてほしい。</p> |
| 事務局 | <p>創業者数は、毎年度末に商工会に情報共有いただいている。</p> <p>市では、年間72件の創業を目標として、商工会と連携しながら創業支援に取り組んでいる。アンケートをいつどのような内容で実施するのかは、これから商工会と協議しながら決めていく。進捗は適宜報告する。</p> |
| 委員 | <p>この計画はあくまで中小企業振興の方向性を示したものであるため、この目的に向けて具体的なアクションを行うのは、市や商工会をはじめとする各機関が実施するという捉え方で問題ないか。</p> |
| 事務局 | <p>具体的な取組内容や目標は、事業の実施主体が考えるものである。</p> |
| 委員 | <p>質問 No3 の人材確保・労働環境に関して、ここに記載のある「誘致企業」は中小企業に</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>限る話なのか。「大企業の誘致」であれば少し話が異なると感じた。誘致企業の優先順位等があれば教えてほしい。</p> |
| 委員 | <p>私もこの「誘致企業」は、大型ショッピングモール等も含まれているのかが気になった。</p> <p>また、この意見においては「企業誘致」の文言が必要かどうかという部分が重要であるため、P18に記載のある「誘致企業への税制支援」の文言も、何故「誘致企業に限定されるのか」といった誤解を招く可能性があるため、書き方等を検討した方が良いと考える。</p> |
| 事務局 | <p>懸念されている大型ショッピングモールの誘致等は考えていない。</p> <p>「誘致企業への税制支援」の文言は、すでに市で取組んでいる支援事業であり、企業等立地促進条例に基づく「固定資産税の課税免除」が該当する。</p> <p>製造業や情報通信業等の業種で、かつ市が指定したエリアに一定の投資額を投じて進出した事業者であれば、固定資産税を一定期間免除する等の支援を行っている。</p> <p>「誘致企業」というと市外の大きな企業をイメージされると思うが、糸島の場合は、巨大な企業の立地は難しく、前原インターチェンジ周辺を見ていただくとわかるが進出企業のほとんどが中小企業である。</p> <p>また、税制支援は市外からの誘致企業のみが対象と見えるが、市内の企業が新たに規模を拡大し、市が指定する場所に新たな事務所を整備する際、一定の要件を満たすことで対象になる。</p> <p>意見については、「雇用・労働環境の整備」という部分では既存事業者の雇用創出をはかり、環境を整備いただくとともに、併せて誘致企業にも進出していただくような両輪の取り組みを想定している。「誘致企業」という部分に限定しているところに違和感があるよう考えられるため、文言に関しては事務局で検討したい。</p> |
| 委員 | <p>企業のほしい人材の業種と、仕事をしたい求職者の業種のミスマッチが生まれている状況があるため、説明があった製造業（工場系）の誘致だけが進むと、雇用のミスマッチの解消には繋がらないと思う。</p> <p>よって、企業誘致においては、本社機能そのものを糸島に移転するような企業を誘致することが重要と考える。本店機能があれば、そこから企画・営業等の事務職の募集も増えてくると考えるため、税制支援等において、「本社機能の移転」にインセンティブを設ける等も考えたらどうか。</p> |
| 事務局 | <p>本社機能の誘致に関して、誘致できれば効果は高いと思うが、大きな会社になればなるほどその難易度は高くなるので、優遇策を設ける事の効果を見極める必要があると感じている。</p> <p>しかし、業種のミスマッチはご指摘通りだと考えており、誘致企業および税制支援の担当部署は別にあるため、本社機能移転に伴う税制優遇のインセンティブのご提案に関しては、今回の審議会で意見があったことを担当の係へ伝えておく。</p> |
| 委員 | <p>委員の意見等を踏まえ、P18の【主な取組】の書き方に関して、「企業誘致を通じた雇用促進および産業の活性化」など既存事業と誘致企業を分けて記載することで、解決できるのではないかと。</p> |
| 事務局 | <p>「労働環境の整備」という目的のもと記載する取組であるため、記載の方法についても、</p> |

| | |
|-----|--|
| | 併せて検討させていただく。 |
| 委員 | <p>ハローワークの求職者の動向に関して情報共有する。</p> <p>現状、事務職希望者が多い。また、子育て世代が多く、土日休みや在宅勤務の希望が多いものの、ニーズにあった求人が少ない状況。</p> <p>日曜日は子供を預ける場所がない等が主な原因となっている。二次的な目線として、子育て環境の充実等も労働環境の整備には課題になってくると考えている。</p> <p>また、若い人は自動車を持っておらず、JR 沿いしか仕事できないといった方も増えており、なかなか求人とマッチしないことも課題になっている。</p> <p>そんな中、とある建設業事業者は年間休暇数を増やし、労働環境を整える企業努力で、新たな雇用を創出しているといったケースもある。</p> <p>また、地域密着のクリニックや診療所が、院長の高齢が理由による閉院により、退職した看護師等が相談に来るケースも出てきている。医療分野においても、事業承継を進める必要性を感じている。</p> |
| 委員 | <p>令和 10 年 10 月から、雇用保険の加入要件が大幅に緩和（適用拡大）されることとなる。</p> <p>具体的には、これまで加入条件の 1 つであった「1 週間の所定労働時間が 20 時間以上」が「1 週間の所定労働時間が 10 時間以上」に変更されるため、加入できるハードルが下がる形となる。</p> <p>そういった働き手の環境変化に伴い、事業者も労働関係を更に整理する必要性が生じる。事業者の処遇や待遇の改善には多くの支援制度があり、上手く活用することが重要である。福岡県中小企業振興センターでは、社労士の派遣事業を実施しているため、ぜひ活用頂きたい。</p> |
| 会長 | 資料 3 について事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>資料 3 は「諮問」文書と「答申」文書案となる。</p> <p>諮問とは、行政機関等が、専門家や有識者で構成される審議会などに、意見や判断を求めることを指す。中小企業振興審議会規則において、計画書に関する調査審議を市長の諮問により行うことになっており、文書化したものが資料 3 の裏面となる。</p> <p>会長あてに、市長から第 2 次計画に関して審議会の意見をくださいといったもので、その後審議会を経て、今度は会長から「答申書」という形で審議結果を文書で提出する流れとなる。</p> <p>現時点では案となるものの、最終的には会長と内容について協議し、答申書と計画書案を審議会から市へ提出いただく。</p> |
| 会長 | 資料 4 について事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>資料 4 について「副業プロ人材を活用した伴走支援事業」に関して報告する。令和 7 年度も計 10 社の事業者が取り組んだ。今回はその中で 3 社に登壇いただく成果報告会を開催する。3 月 23 日に開催するため、参加および周知協力をお願いしたい。</p> <p>登壇する 3 者は「成果報酬制度の構築」「SNS の効果的な発信」「新商品開発」と異なる課題を持っており、それに対して専門的な知識や経験を持つプロ人材がマッチングし、取組を進めた。</p> |

| | |
|---------------|--|
| | <p>また4月1日より、次年度の募集を開始する予定であるため、興味のある事業者がいれば、併せて紹介頂きたい。</p> |
| 委員 | <p>マッチングしたプロ人材は、どこにお住いの方が多いか。</p> |
| 事務局 | <p>基本的に首都圏が多い。福岡県内の方も一定数いるが、マッチする方は首都圏が多いため、プロ人材の人口が集中していると考えている。</p> <p>実際にマッチした後は、基本的にオンライン協議を隔週で実施し、課題解決に向けて取組をおこなっている。課題内容にもよるが、現地での協議や活動が必要なものに関しては、求人「旅費1回分負担可能」等の記載をして募集いただくこととなる。</p> |
| 会長 | <p>次年度の計画と今後の方向性等はあるか。</p> |
| 事務局 | <p>令和8年度で事業年度が最終年度を迎える。合計30社の事例を積み重ね、市内事業者プロ人材のマッチングが支援に繋がるか精査し、4年目の方針等も検討していく。</p> |
| 委員 | <p>3年実施し、令和8年度が最終となるが、令和6年度（1年目）に支援を受けた事業者の現時点の効果等も追って成果報告に組み込んだほうが良いのではないか。</p> |
| 事務局 | <p>3月に実施する成果報告会はあくまで令和7年度の成果を報告する場となるため、現時点で令和6年度事業者の登壇は予定していないが、3年間終了する時点で、30事業者に対して総合的なアンケートを実施し、成果検証を行うなど計画している。</p> |
| 委員 | <p>昨年度当社も活用した。ネットリテラシー・セキュリティのプロ人材だったが、契約満了後、別の事業でセキュリティセミナーの講師として来ていただくなど、関係は続いている。</p> <p>3年間は市の支援があってこそその事業だった感覚であるが、その後、自社で新たなプロ人材と契約し活用した事例等はあるのか。</p> |
| 事務局 | <p>県に「福岡県プロフェッショナル人材センター」が設置されており、プロ人材のマッチング等の支援をしている。本市がこの取組に力を入れ進め始めた後に、県もこのセンターの有効活用を促すため、「センター経由でプロ人材を活用した場合の補助制度」が整備されている。</p> <p>令和6年度に市のプロ人材活用を実施したとある事業者はその後、福岡県プロフェッショナル人材センターからプロ人材を雇い進めている。市の事業で挑戦し、プロ人材の効果を感じたため、2手目に進んだ優良事例として出てきている。</p> |
| 会長 | <p>この取組は事業検討時点からこの審議会に情報提供を頂いていた。この事業を進めるにあたって、商工会の協力も必要不可欠であると感じている。</p> <p>また、創業支援と絡めてプロ人材の活用に関して可能性はないか。商工会としての意見を伺いたい。</p> |
| ワザパー (商工会) | <p>糸島市では、起業支援等を通して多くの方が起業を志し、具体的に起業に結び付いている。先ほどご指摘があった創業計画の甘さ等はこれからもしっかりと商工会で支援していきたい。</p> <p>プロ人材活用に関しては、創業して間もない方は、資金計画や事業の進め方、相談相手等が不足するため、そういった部分を補うためにプロ人材の活用も有効であると考えます。</p> |
| 会長 | <p>以上で議事を終了する。事務局に進行をお返しする。</p> |

事務局

(市丸経済振興部長) 閉会挨拶

審議をいただき、誠に感謝する。これまで4回にわたる協議を経て、計画はほぼ完成に至っている。会長と答申を検討し、最終的な調整を進めていきたい。

今回初めて気づきがあったのが、委員の「創業希望者」と「事業を手放したい事業者」を繋げるという部分について、何か糸島でできる可能性を感じた。

今年度皆さんで集まるのは最後となるが、今後も真に中小企業の方々を支援することによって、成長を促せるような事業や取組の検討をお願いします。

■閉会